

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、魚沼都市計画道路の変更の素案についての公聴会の開催を中止する。

平成29年8月18日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 中止となる公聴会の日時
平成29年8月24日（木） 午後7時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
魚沼市堀之内130
堀之内公民館 大ホール